

2021年 新型コロナウイルス感染拡大に伴う
お客さまに対するガスならびに電気料金の特別措置の追加対応について

東京ガス株式会社
広報部

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた皆さまのご冥福をお祈り申し上げるとともに、感染された皆さまや生活に影響を受けている皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

東京ガス株式会社は、新型コロナウイルス感染拡大に伴いガスならびに電気料金の特別措置について公表^{※1}しておりますが、現下の社会情勢を踏まえ、以下のとおり、追加対応を実施いたします。

なお、今回の対応にあたり、11月18日、経済産業大臣に「託送供給約款以外の供給条件」の実施を申請し、本日、認可を受けました。

※1 過去のプレスリリースについては、当社ホームページ「重要なお知らせ」をご覧ください。
<https://www.tokyo-gas.co.jp/news/index.html?tab=news-important>

記

1. 適用対象（変更なし）

- (1) 当社とガスまたは電気を契約しており、新型コロナウイルス感染の影響により緊急小口資金・総合支援資金^{※2}の貸付がされているお客さま、および休業・失業等により一時的にガスまたは電気料金の支払いが困難であると当社が判断したお客さま
- (2) 他ガス小売事業者と契約しており、新型コロナウイルス感染の影響により緊急小口資金・総合支援資金の貸付がされているお客さま、および休業・失業等により一時的にガス料金の支払いが困難であるお客さまに対して当社供給区域にてガスの供給を行う託送供給依頼者

※2 緊急小口資金・総合支援資金については、厚生労働省「生活福祉資金貸付制度」をご確認下さい。

2. 特別措置の内容 **※太字は前回公表（2021/10/21）からの追加事項**

(1) お客さまへの対応

①ガス料金（ガス料金と合算して請求する電気料金も含む）

- ・2020年2月^{※3}から2021年7月検針分のガス料金の支払期限^{※4}を5か月間延長
- ・2021年8月検針分のガス料金の支払期限^{※4}を**5か月間延長（従来4か月間延長）**
- ・2021年9月検針分のガス料金の支払期限^{※4}を**4か月間延長（従来3か月間延長）**
- ・2021年10月検針分のガス料金の支払期限^{※4}を**3か月間延長（従来2か月間延長）**
- ・2021年11月検針分のガス料金の支払期限^{※4}を**2か月間延長（従来1か月間延長）**
- ・**2021年12月検針分のガス料金の支払期限^{※4}を1か月間延長**

②電気料金

- ・2020年2月^{※3}から2021年7月検針分の電気料金の支払期限^{※5}を5か月間延長
- ・2021年8月検針分の電気料金の支払期限^{※5}を**5か月間延長（従来4か月間延長）**
- ・2021年9月検針分の電気料金の支払期限^{※5}を**4か月間延長（従来3か月間延長）**
- ・2021年10月検針分の電気料金の支払期限^{※5}を**3か月間延長（従来2か月間延長）**
- ・2021年11月検針分の電気料金の支払期限^{※5}を**2か月間延長（従来1か月間延長）**
- ・**2021年12月検針分の電気料金の支払期限^{※5}を1か月間延長**

(2) 託送供給依頼者への対応

- ・2020年2月^{※3}から2021年7月検針分の託送供給料金の支払期限を5か月間延長
- ・2021年8月検針分の託送供給料金の支払期限を**5か月間延長（従来4か月間延長）**
- ・2021年9月検針分の託送供給料金の支払期限を**4か月間延長（従来3か月間延長）**
- ・2021年10月検針分の託送供給料金の支払期限を**3か月間延長（従来2か月間延長）**
- ・2021年11月検針分の託送供給料金の支払期限を**2か月間延長（従来1か月間延長）**
- ・**2021年12月検針分の託送供給料金の支払期限を1か月間延長**

なお、支払期限日の延長は、最大5か月としており、検針分によっては支払期限日を迎えるガス・電気料金が発生いたします。支払期限日経過後にお支払いいただく際には、延滞利息を申し受けます。

- ※3 支払期限日が緊急小口資金・総合支援資金の受付開始日（2020年3月25日）以降のものに限ります。
- ※4 ガス単独およびガス・電気両方をご使用のお客さまについては、ガスの検針日の翌日から起算して30日目。なお、支払期限日を経過しても支払われない場合は、支払期限日の翌日から支払日までの期間に応じて延滞利息（1日あたり0.0274%）を申し受けます。
- ※5 電気を単独でご使用のお客さまは、請求日から起算して30日目。なお、支払期限日を経過しても支払われない場合は、支払期限日の翌日から支払日までの期間に応じて延滞利息（1日あたり0.0274%）を申し受けます。
- ※6 既に支払い期限の延長をお申込みいただいたお客さま・託送供給依頼者は、自動的に変更いたします。

3. 特別措置の申込方法

特別措置のご相談、お申込みについては、専用WEB受付からお手続きいただきますようお願い申し上げます。

また、WEBでのお申込みができないお客さまにおかれましては、お電話でのお申込みも可能です。なお、電話が繋がりにくい場合がありますので、あらかじめご了承ください。

（1）WEBでのお申込み

「新型コロナウイルスに伴うガスならびに電気料金特別措置のお申込」

<https://vivv.tokyo-gas.co.jp/contact-detail/55>

注：WEBでのお申込みにあたっては、「お客さま番号」が必要となりますので、お手元に「ご使用量のお知らせ」（検針票）等をご用意ください。また、当社公式ホームページからのお申込み方法については別紙をご確認ください。

（2）電話でのお申込み

東京ガスお客さまセンター（総合）

【電 話】 0570-002211（ナビダイヤル）
03-3344-9100（IP電話・海外からのご利用など）

【受付時間】 月曜日～土曜日 9:00～19:00
日曜日・祝日 9:00～17:00

なお、託送供給依頼者におかれては、当社託送受付センターまでご連絡ください。

【別紙】

当社公式ホームページからのお申込み方法について

当社公式ホームページ※からお申込みいただく場合は、以下の手順に沿って手続きを進めていただきますようお願い致します。

※URL : <https://www.tokyo-gas.co.jp/>

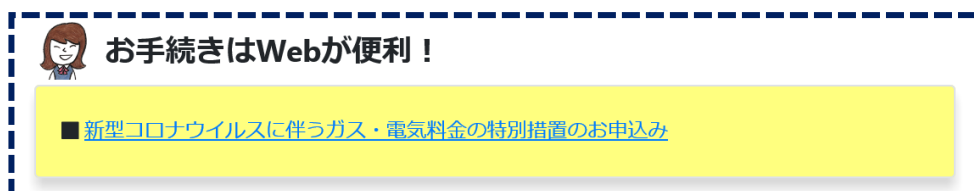
<手順1> 公式ホームページ トップ画面 「お申込みはこちら」を押下



<手順2> 特別措置に関するページから「お申込み」ボタンを押下



料金・支払い> 新型コロナウイルスに伴うガス・電気料金の特別措置



よくあるお問合せ

- > [新型コロナウイルスに伴うガス・電気料金の特別措置について](#)
- > [新型コロナウイルスに伴うガス・電気料金の特別措置についてのご注意点](#)

<手順3> 専用フォームへのご入力・ご登録により手続き完了

* は必ず入力してください

お問い合わせ内容入力

申込み種別

新型コロナウイルスに伴う料金特別措置受付

以上